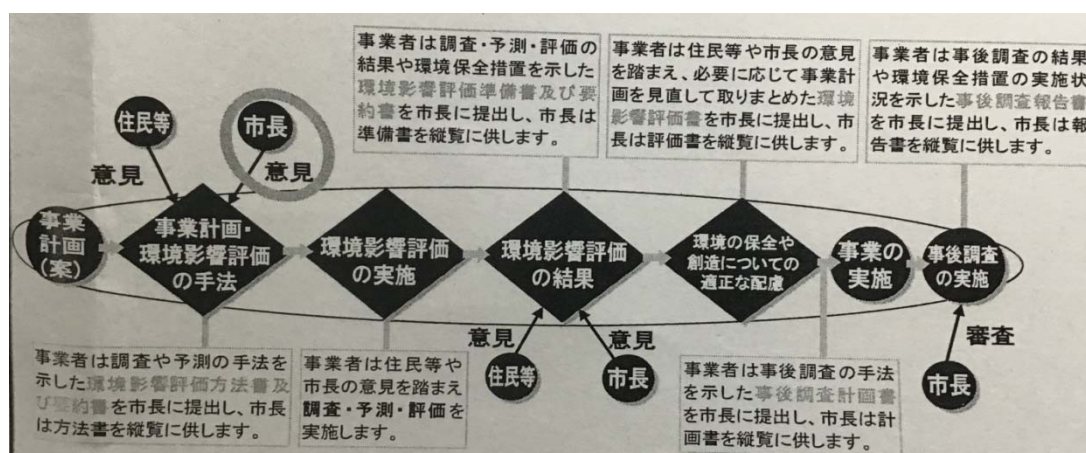


大阪市環境影響評価条例と「IR アセス」

大阪市役所 1 階「市民情報プラザ」で資料をチェックしていたとき、8 月 9 日発表の「うめきた 2 期地区北・南街区開発事業 環境影響評価報告書に関する市長意見」を見つけた。9 月 1 日レポートで紹介したように、「大阪 IR アセス府市が実施へ」動き出している。どう考えても理解に苦しむので、環境局のアセス担当に電話で問いただした。「うめきたアセス」の市長意見の資料から、IR アセスの問題を整理しておきたい。

市長意見には、大阪市環境影響評価条例と手続きの流れという資料が添付されている。資料には「環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等に意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮をするための制度です」と書かれている。写真のような流れにより、アセスの手続きが説明されている。



うめきたアセスは、事業者の方法書に対する市長意見が提出された段階である。いま問題になっている IR アセスは、事業者も決まっていなく、方法書も作成されていないときに、大阪府市が夢洲の環境調査を事業者に「代行」して実施する。日経新聞 8 月 30 日朝刊によれば、松井一郎大阪市長は 29 日の定例記者会見で、IR 事業者決定前に府市がアセスを実施する方針を正式表明した。これまでは事業者決定後に事業者側が行う予定だった。松井氏は「少しでも時間を短縮するために、前倒しで早めの準備をしていきたい」と述べた。事業者以外が担うのは珍しいが、松井氏は「費用は事業者が支払うことを義務付けるので、何も問題はない」との見解を示した。

何も問題ないわけがない。上記の手続きの流れのように、事業者は調査や予測の方法を示した報告書を市長に提出して、市長は方法書を住民等に縦覧して意見を提出する。うめきたアセスは、この段階にある。市長意見として、準備書に検討事項の記載を求めている。今回の IR アセス大阪府市「代行」は、万博前のカジノ開業に向けた、焦りの駆け足アセスである。断じて許せない。声をあげていきたい。

(2019 年 9 月 14 日)